1 議 事 日 程(2日目)

[平成21年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成21年2月27日 午前10時開議 於 議 事 室

日程第1 議案第36号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて 日程第2 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 日程第4 議案第2号 上水道の給水協定について 日程第5 議案第3号 下水道の排水協定について 日程第6 議案第4号 財産の取得(史跡地)について 日程第7 議案第5号 市道路線の廃止について 日程第8 議案第6号 市道路線の認定について 日程第9 議案第7号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について 日程第10 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について 日程第11 議案第9号 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合 規約の変更について 日程第12 議案第10号 筑紫公平委員会設置規約の変更について 日程第13 議案第11号 太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について 日程第14 議案第12号 太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について 日程第15 議案第13号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について 日程第16 議案第14号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に ついて 日程第17 議案第15号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につ 日程第18 議案第16号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する 条例について 日程第19 議案第17号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 日程第20 議案第18号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について 日程第21 議案第19号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について 日程第22 議案第20号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第25 議案第23号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について

日程第23 議案第21号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

日程第24 議案第22号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

日程第26 議案第24号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第27 議案第25号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第4号)について

日程第28 議案第26号 平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について

日程第29 議案第35号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに ついて

日程第30 請願第1号 区長制度の廃止延期を求める請願

日程第31 意見書第1号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	原	田	久身	長子	議員	:	2番	藤	井	雅	之	議員
3番	長名	川名	公	成	議員		4番	渡	邊	美	穂	議員
5番	後	藤	邦	晴	議員		6番	力	丸	義	行	議員
7番	橋	本		健	議員	;	8番	中	林	宗	樹	議員
9番	門	田	直	樹	議員	1	10番	小	柳	道	枝	議員
11番	安	部	啓	治	議員	1	12番	大	田	勝	義	議員
13番	清	水	章	_	議員	1	14番	安	部		陽	議員
15番	佐	伯		修	議員	1	16番	村	Щ	弘	行	議員
17番	田	Ш	武	茂	議員	1	18番	福	廣	和	美	議員
19番	武	藤	哲	志	議員	2	20番	不	老	光	幸	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市	美 井	上	保	廣	副市	長	平	島	鉄	信
教育	亳 關		敏	治	総務音	邹 長	石	橋	正	直
協働のます 推進担当部	三	笠	哲	生	市民生活	5部長	関	畄		勉
健康福祉部長	長 松	永	栄	人	建設経済	許部長	木	村		洋
会計管理者(上下水道部	黄 古	JII	泰	博	教育部	部 長	松	田	幸	夫
総務・情報課	長 木	村	甚	治	経営企画	可課長	今	泉	憲	治
税務課長	長 新	納	照	文	福祉	課 長	宮	原		仁
都市計画課具	長 神	原		稔	上下水道	道課長	宮	原	勝	美
文化財課力	豪	藤	廣	之	監査委員事	務局長	井	上	義	昭

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

 議会事務局長
 白石純一
 議事課長
 田中利雄

 書
 浅井
 武
 書記
 花田敏浩

 書
 茂田和紀

再開 午前10時00分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

○議長(不老光幸議員) 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会 を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第1 議案第36号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

O議長(不老光幸議員) 日程第1、議案第36号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

〇市長(井上保廣) 皆さん、おはようございます。

平成21年第1回太宰府市議会定例会2日目を迎えました。

本日ご提案申し上げます案件は、監査委員の選任に関する人事案件1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現職の松下功氏が本年5月31日付をもって任期満了となりますので、再任の同意を求めるものでございます。

松下功氏は、平成17年6月1日付で太宰府市の監査委員として任命以来、1期4年となりますけれども、代表監査委員として多岐にわたる高い識見によります適正かつ的確な監査にご尽力をいただいておりまして、今後とも市政発展のため、さらにご貢献をいただきたいと考えております。

略歴書を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくご同意を賜りますようにお願い を申し上げます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

質疑、討論、採決は3月19日の本会議で行います。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第2 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

○議長(不老光幸議員) 日程第2、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」を議題とします。

現在の選挙管理委員会委員及び補充員の任期が、本年3月23日をもって満了となります。したがいまして、選挙管理委員長から地方自治法第182条第8項の規定により、選挙事由の発生について1月7日付をもって通知があっております。よって、本日ここに委員及び補充員の選挙を行うものであります。

ここで選挙の方法について説明いたします。選挙は、選挙管理委員会委員4名と補充員4名 を選挙しなければなりません。選挙の方法は、投票と指名推選の2通りの方法があります。 お諮りします。

指名推選の場合、地方自治法第118条第2項及び第3項の規定で、指名推選の方法とすること、指名の方法、被指名者を当選人とすること、以上3点について全員異議なしという条件があります。

以上のことを承知いただきまして、この選挙は指名推選の方法により行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、指名推選委員会を設置し、指名推選委員会において指名された方を 当選人とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

指名推選委員の選任及び正副委員長については、議長が指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、ただいまから指名いたします。

委員長に清水章一議員、副委員長に福廣和美議員、委員に村山弘行議員、田川武茂議員、中 林宗樹議員及び私、不老光幸を指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、指名推選委員会は本日予定の議会運営委員会終了後に第一委員会室で開催されますので、日程に追加されますよう、お願いいたします。

指名推選委員会にあっては、会期内に被指名者を決定され、報告をお願いいたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(不老光幸議員) 日程第3、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成19名、反対0名 午前10時06分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

## 日程第4と日程第5を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第4、議案第2号「上水道の給水協定について」及び日程第5、議案第3号「下水道の 排水協定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第2号及び議案第3号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第6 議案第4号 財産の取得(史跡地)について

〇議長(不老光幸議員) 日程第6、議案第4号「財産の取得(史跡地)について」を議題としま

す。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

〇19番(武藤哲志議員) まず、この文化財保護の必要性は大切であります。毎年、全国でもこ の太宰府の史跡地の買い上げは全国でも一番多く、またこれは元利償還を含めて99%ですか、 市の持ち出しはほんのわずかの0.5%ぐらいですが、今回追加として3億8,442万2,210円上がっ ております。即決になっておりますが、今後やはり買い上げ問題について事前に議会にこの説 明をいただけないかという問題です。今回見ますと、この現在の公有地化したところ、今回の 買収予定地という形でわかりやすく地図で表示をされておりますが、これを見ますと外3名の 方が10筆、それから3筆とか4筆とかこういう問題が出てきておりまして、内容によりますと なかなか宅地の買収は難しいと思うんですが、保安林なんかが買い上げになっております。本 来、保安林というのはなかなか解除ができないという状況もありますし、また他の買い上げも あります。そういう状況で他の買い上げがどのような状況になるのかですね。今後農地がそう いう形で買い上げになる、また今回1件だけだったと思うんですが宅地があります。こういう 今まで何年かの間、即決をしてきているわけですが、私も長いこの史跡の買い上げに議会から 説明を受けておりまして、当然松川、連歌屋、観世、坂本、水城から史跡対策の委員が出て、 議会からも史跡対策委員が選任されておりまして、これがいつの間にかそういう状況がわから なくなっておる。どういう状況で買い上げがされているのか、また買い上げ要望がどのくらい あるのか、そういう問題がありまして、できれば今後本会議の上程前に議会に具体的に説明を する機会を求めたいと思っているんですが、そういう議会に説明をいただいてですね、本会議 でここでこれを質問したりいろいろするよりも、史跡地保護というのが第一ですから、こうい う史跡保護を国から文化財保護、この日本でも本当にすばらしい文化財を保護するために買い 上げになっている、こういう状況もありますし、あと何十年かかるかわからないんですが、そ の都度こういう追加が出てきたときでも、議会前に全員に説明をいただくことが可能かどうか を私が今質問した内容を含めてですが、説明をするということであればもうほかの部分につい て今後聞くことができますので、その辺の回答をいただきたいと思います。

〇議長(不老光幸議員) 教育部長。

○教育部長(松田幸夫) 武藤議員さんのご質疑でございますけども、武藤議員さんおっしゃいますように例年3月議会で議案提案を行っておりまして、今後の公有化の問題につきましては、

経過あるいは計画等も含めまして事前に議員の皆様へご説明する機会を今後検討していきたい というふうに思います。

- ○議長(不老光幸議員) 次に、18番福廣和美議員。
- ○18番(福廣和美議員) 1項目めにつきましては、今武藤議員のほうからありましたのと同じ本意であります。私も議会に入って、今言われたようにどのような経緯でこれが決まるのかは全くわからない状況で来ておりますので、もちろんこの土地の所有者の協力、要望があってこういう形で進んできているということは承知はいたしておりますが、ぜひ今のような形で進んで、今後お願いをしたいと思っております。

それともう一点は、史跡地の中でも今水城跡の問題が市のほうも力を入れてやろうとされていると承知をいたしておりますけれども、水城跡の肝心な部分が、その買い上げの将来像が全く見えてこない。いわゆる旧3号線と3号線の間の福岡寄りの場所に、水城堤防の場所になりますけども、あそこの一部復元でも、今後やはりあの部分が一番重要な部分が残っているのではないかというふうに承知をいたしておりますが、前から思っておりますのは、こういったいろんな予定とか経緯とか経過とかあるというのはもう承知した上でお話をしますが、一挙にあの部分というものをこういったお金を利用してですね、購入するような計画は立てられないものなのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思いますが。

〇議長(不老光幸議員) 教育部長。

○教育部長(松田幸夫) まずこの史跡地の取得につきましては、先ほど武藤議員さんから一部ご紹介がありましたように、それぞれ各行政区の代表者の方、あるいは県の文化課の担当者等々で11名で構成をいたしております史跡対策委員会というところにお願いをいたしまして、全体の配分割合を決定をいたしております。

特に、水城跡につきましては、今回の施政方針でも市長が申し上げましたように、年次計画によりあの土塁のそのものの整備、あるいは将来的には散策できるような計画も持っておりますので、当然優先的に水城跡周辺についての買収につきましては、計画をしております。ただ、やはり全体面積354haの買収計画がございますので、これにつきましても全体のバランスからして、特別史跡の大宰府跡でありますとか大野城跡でありますとか、かなり広い面積の史跡指定地もございますので、その辺のバランスもとりながら年次計画で行っております。ただ、水城跡の買収計画につきましては、現在のところ全体の既に69%が買収済みでございまして、これは大宰府跡に次ぐ買収率になっております。今後も、できるだけそういう整備に関係するところから、計画的に買い上げをしていくということにしておきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第4号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第7と日程第8を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第7、議案第5号「市道路線の廃止について」及び日程第8、議案第6号「市道路線の 認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(不老光幸議員)** 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第5号及び議案第6号は建設経済常任委員会に付託します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 日程第9 議案第7号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について

○議長(不老光幸議員) 日程第9、議案第7号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」を議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第7号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第10から日程第12まで一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第10、議案第8号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減 及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」から日程第12、議案第10号「筑紫公 平委員会設置規約の変更について」までを一括議題とし、委員会付託を省略したいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第8号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第8号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第9号「福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び 福岡県自治振興組合規約の変更について」これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告 がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第9号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第10号「筑紫公平委員会設置規約の変更について」これから 質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第10号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第13 議案第11号 太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

○議長(不老光幸議員) 日程第13、議案第11号「太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

13番清水章一議員。

○13番(清水章一議員) 議案第11号について質問をさせていただきます。

介護従事者の待遇の改善を求める意見書をこの議会でも出させていただきまして、全会一致で採択を受けた経緯があるわけですが、そういった中で、国としても非常にこの高齢社会の中にあって、やっぱり高齢者を支えていく介護事業者のこの職員が非常に人材確保が難しくなっている、また資格があっても離職していくということで、大きな社会的な問題になりました。そういうことで、国といたしましてもこの介護従事者の処遇の改善をする必要があるということで、緊急特別対策として改定率をアップしたわけでございます。その部分に関しまして、今回は保険料の負担アップにならないように国のほうからその分措置をされるということでお聞きしているわけですが、具体的にいきますと、実際にこの介護従事者の処遇の改善にどのようにしてつながっていくのかですね、その辺をお聞きしたい。

また、舛添大臣は、介護職員1人当たり約2万円程度の給与のアップにもつながるのではないかというようなこともマスコミ等で報道されておりますけども、具体的にどの程度のこの処遇の改善ができるのか、その見通しについてですね、お聞かせをいただければと思います。

- **〇議長(不老光幸議員)** 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(松永栄人) 平成21年4月より国の方針に基づきまして、介護報酬3%のプラス 改定が実施をされます。それに伴いまして、市より事業者へ給付する費用も3%増加すること になります。本市におきましては、年間約9,000万円程度の増が見込まれます。このような状 況から各事業者では、報酬改定により収益が増加した分について介護従事者への賃金等処遇改 善に充てられるものと考えております。

舛添大臣が2万円ほどアップになるのではないかという発言でございますが、例えば今20万円ぐらいもらってあるとすると、2万円というとは1割になります。3%というと、6,000円程度かなと。満額処遇改善に充当されても、そういうことではないかというふうに考えております。

〇議長(不老光幸議員) 13番清水章一議員。

- ○13番(清水章一議員) 一番心配なのは、介護事業者のほうにその改定された、引き上げられた分が事業者のほうに行くわけですが、中には漏れ聞くところによると、やっぱり事業者の経営が非常に厳しいということで、そこまで行かないんじゃないかという懸念のことも漏れ聞いているわけです。市として今お話がありましたように、きちっとやっぱりこの分に関してはその目的に沿った形でですね、事業者に指導をしていく必要があるんじゃないかなと思いますが、また見定めていく必要があると思うんですが、その辺の市としての考えをお聞かせいただければと思います。
- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(松永栄人) プラス改定分が間違いなく介護従事者の賃金等の処遇改善に反映されるかにつきましては、事後に実態調査等を行わないと検証ができないというふうに考えられます。国でもこの件につきましては審議されているところでございまして、本市といたしましても国、県と歩調を合わせて介護従事者の処遇改善に対し、実態調査等の対策を検討してまいりたいと考えております。
- ○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

議案第11号は環境厚生常任委員会に付託します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### 日程第14から日程第21まで一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第14、議案第12号「太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について」 から日程第21、議案第19号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」 までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(不老光幸議員)** 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第12号から議案第17号まで及び議案第19号については、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第18号について通告があっていますので、これを許可します。

18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) 歴史と文化の環境税の条例を一部改正する条例についてでありますが、さきの市長の議案の説明の中で、若干ちょっと気になるところがございましたので、質問をさせていただきます。

今回、税制審議会において3年の延長が示されました。ただ、今回は3年ということで延長になったわけですが、私はこれが未来永劫この形でいくというふうにはどうしても思えない部分というのもある。そうすると、財源として今までの額というのは示されましたけれども、将来このことが必ず税として取れる保証は何もないというふうに私は思っています。今回まだこ

れは決定したわけでもありませんけれども、若干その辺に危惧を覚えたもんですから、市長の 考えを、市長は未来永劫と、未来永劫という言葉はおかしいですが、将来ともずっとこれが続 くというふうにお考えなのかどうか。体制が変われば、すぐこの財源はなくなる可能性もある というふうに私は思うんですが、その点はいかがでしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(関岡 勉)** 市長にということでございますが、まず私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

今回、歴史と文化の環境税条例について適用期間の3年延長をお諮りしているところでございますが、さらにその後3年後以降については、現在のところは明確にお答えできるものではございません。しかし、これまでの経緯から考えますと、これまでと同様に太宰府市のまちづくりの財源として何が適切であるかを見きわめ、判断することになると思いますが、そのためには市の附属機関であります税制審議会を開催いたしまして、ご意見を賜り、太宰府市としての考えをまとめることになると考えます。

なお、今回の税制審議会答申の中にありましたように、民間レベルで設けられました太宰府 みらい基金創設検討委員会、また市議会の議員皆さん全員で構成されます太宰府市議会みらい 基金創設特別委員会において調査研究、検討されていますことから、今後におきましても十分 ご意見を賜りながら判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(18番福廣和美議員「再質問」と呼ぶ)

- 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。
- ○18番(福廣和美議員) この税金は、太宰府市に車で来られる方が駐車場にとめたときに税金がかかっているわけですが。もう一つひっかかるのはね、太宰府市のまちづくりのためという観点が非常にひっかかる部分はあるんですよ。ひいてはそうなるかもわかりませんが、これはいわゆる九州というか日本というか全体の中のこの太宰府の文化財、史跡地、そういったところを守るためというふうに私はとらえたほうがいいのではないかというふうに思うんですね。何か太宰府市のまちづくりということになると、何でもそんないいのかという、他市県の方からいただいた税金で何でまちづくりなのという、そういう声も我々も聞いてはいるんですね。別にだからそれが悪いとは思いませんが、できたらそういう観点でぜひこのことを考えていっていただきたいなというふうに思っております。

それでまた、審議委員の皆さんの中では、これはやはり時限立法としての取り扱いのほうが望ましいのではないかというような声も聞いておりますので、ぜひそういったところ勘案しながら、今後十分に使い道のほうについてもよろしくお願いをしたいというふうに思います。 以上です。

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

議案第12号から議案第19号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第22と日程第23を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第22、議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」及び日程第23、議案第21号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第20号及び議案第21号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~

# 日程第24 議案第22号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第24、議案第22号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第22号は各常任委員会に分割付託します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### 日程第25と日程第26を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第25、議案第23号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について」及び日程第26、議案第24号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第23号及び議案第24号は環境厚生常任委員会に付託します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 日程第27と日程第28を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第27、議案第25号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第4号)について」及び日程第28、議案第26号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第25号及び議案第26号は建設経済常任委員会に付託します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 日程第29 議案第35号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

〇議長(不老光幸議員) 日程第29、議案第35号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任に つき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第35号は同意することに決定しました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午前10時35分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第30 請願第1号 区長制度の廃止延期を求める請願

○議長(不老光幸議員) 日程第30、請願第1号「区長制度の廃止延期を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番渡邊美穂議員。

[4番 渡邊美穂議員 登壇]

〇4番(渡邊美穂議員) 区長制度廃止延期を求める請願について、趣旨説明をいたします。

提出者は、現在区のお世話をされている22名の皆様です。

紹介議員は、原田久美子議員、藤井雅之議員、橋本健議員、長谷川公成議員、中林宗樹議員、村山弘行議員、武藤哲志議員、大田勝義議員、そして渡邊美穂です。

今回の趣旨は、実際に区のお世話をされている方々が区民の間に混乱を招くことを一番懸念され、まず制度をつくり上げてから問題を把握し、市民と一緒に解決した上で移行していただきたいというお気持ちから請願を提出されているものであります。既に、幾つかの行政区において、世話役の方々が4月に迫った総会を前に、予算項目の中にだれの報酬をどれくらい予定すればいいのかわからないため、次年度の予算編成ができない。自治会は任意団体であるため、市の配布物に関しての補助金を受け取らないなら配付しなくてもいいのか。敬老会などは物理的に難しい地域もあり、自治会の判断において実施しなくてもよいのか。これらを踏まえての規約をどのように改正してよいのかわからないといった具体的な問題で混乱されています。

自治会というのは、地方自治法で任意団体であることが定められています。つくるかつくらないか、現在の行政区に1つだけ組織するかどうかなどは、市民の判断によらなければならないことが法律でうたわれています。補助金については、自治法に基づいた条例などによって法的な根拠を持った制度設計を行い、自治会の自主的な行事については補助金で、市の委嘱事務については委託料で対応するなど、事務作業の明確なすみ分けを行って交付することが望ましい形だと考えます。その上で、区長さんだけではなく、区の役員の方や市民に対して具体的に説明を行っていかないと、一番混乱するのは現場であり、その矢面に立たされるのは区でお世話をされている方々です。その混乱を引きずったまま強行されることは、市に対しての大きな不信感を生む結果にもなりかねません。実際に区のお世話をされている方々の半数がそのことを指摘されているということを議会においても深く受けとめていただき、採決していただきますようお願いして、請願の趣旨説明といたします。

〇議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番力丸義行議員。

- ○6番(力丸義行議員) 自治会制度への移行ですが、もう既に区の総会等で自治会制度に対する 区での総意を受けた行政区もあるようですし、新年度に向かって自治会制度へ移行した上での 予算編成作業に当たられているという行政区もあるようです。この22名の行政区、区長名で請 願を提出されておるわけですが、それぞれの行政区のほうでそういった役員会等で議論された 上でこの請願をそれぞれの区長さんが提出されたのかどうかということをお尋ねいたします。
- 〇議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員。
- ○4番(渡邊美穂議員) 22カ所すべての状態、状況を私は把握はしておりませんが、幾つかの区におきましては既に役員会等は開催されておられます。しかし、その役員会でやはり紛糾をし

たということで行政に説明を求め、行政から何度も来ていただいて説明を受けたという経過を たどっている行政区もあります。しかしながら、それでもやはり要するに制度設計というか制 度自体が余りまだ理解できないために、役員さんたちがなかなか実際に実務に当たるに当たっ てその実務が非常に困難であるというふうな判断をされている行政区があるのは、事実であり ます。

- 〇議長(不老光幸議員) 13番清水章一議員。
- **〇13番(清水章一議員)** ということは、今言うこの請願を出されてらっしゃる方は、実務上の問題で1年を延期してほしいということが請願の趣旨ということでとらえてよろしいですか。
- 〇議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員。
- ○4番(渡邊美穂議員) 実務上というのは、現象としてあらわれてくる問題でありまして、一番大きな問題はやはり人間の感情とか、そういったものも大きくそこには影響があると思います。それはやはり皆さんのお気持ちの中に、先ほど申し上げました報酬の問題等もありましょうが、現実的にそういった問題は感情の面でも出てくるのではないかということを懸念されているというのはあると思います。
- 〇議長(不老光幸議員) 14番安部陽議員。
- **〇14番(安部 陽議員)** 今説明聞いたんですが、私こういう請願が出まして、それからうろた えていろいろ調べたんですね。

それともう一つは、一昨日ですか、上区長さんからこのこんなに分厚い30ページからのをい ただいて、3時間近くかけてこれ読ませていただきました。それで、その中で各区長さんがお っしゃってあるのは、このまちづくりについてはみんな賛成してある、みんなと言ったらちょ っとまた語弊ありますけど、ほとんどがこういう移行はいいんだということですね。ただ、1 年間だけ延ばしてくれというようなことだけです。それで、私はこの組織ができにくいだとか いろいろ問題点、指摘もあるようですけれども、ローマは一日にしてならずという言葉もあり ますように、これは4月1日からね、予算案も伴うんですよ。それで、市長としては、予算を つけるから4月1日からお願いしますと、しかしながら事業については今の区長さんが、名称 を変えればいいんですね、会長に、そしたらそれですうっと行くんです。今までどおりの仕事 をしながらで、立ち上げていただきたい。それで、ある区については、もう既にそういうよう な組織できて、防犯協会だとか何かそういうふうで、夜回り等もしてあるわけですね。そうい うふうで立ち上がっているところもあるということで、やはりこんなこと言っちゃあ悪いです けど、理解されたところはすっとこう行っている、だけどなかなか理解できない区長さんもお られると思うんで、それで行政からも2回も3回も行って説明をしたりしているところもある ようでございます。私はやはり恐らく後何カ月かしたら区長さんの努力によってですね、今で も大変忙しいところをご迷惑かけておりますけど、努力していただければ、これ立ち上がるん じゃなかろうかと思いますので、わざわざ1年延期するということはどうだろうかと思ってい るんですけど、その点渡邊議員としてはどのように思ってありましょうかね。仕事面は、私は

ずうっと進行形でやればできるという私は確信を持っています。だけど、渡邊議員はこの紹介 議員としてどのようにお考えか、ちょっとその点。

- 〇議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員。
- ○4番(渡邊美穂議員) 私は、請願の紹介議員ですので、そのご質問に関しては、1年後にして ほしいという市民の希望が多いということですから、ですからやはりそれは議会として受けと めるべきだというふうに判断をいたしまして、今回請願の紹介議員になっているわけですの で、今のご質問に対しては、否と答えるしかないと思いますが、まあそうです、はい、そうい うことです。
- 〇議長(不老光幸議員) 14番安部陽議員。
- ○14番(安部 陽議員) それともう一つ言い忘れましたけど、このダイジェスト版、これ平成 18年の初めごろ各世帯に広報と一緒に配ってあるんですね。それで市民の方は、この横文字で わからない人もおられるかもわかりません、私のよう、大体年とった人はこのコミュニティて 何やろかというふうに思われている方もおられると思いますけども、こりゃあ近所づき合いだ とか何かそういうふうで説明していけばわかりやすい問題と思いますけど、これって配られて おるんですね。それで全然知らないということは、ちょっとまたその点おかしいんじゃなかろ うかと思います。

あと、総務文教常任委員会で審議されますので、これ以上深く問いませんけど、こういうの も配られているということも知っといていただきたいということでございます。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

# 日程第31 意見書第1号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書

〇議長(不老光幸議員) 日程第31、意見書第1号「「緑の社会」への構造改革を求める意見書」 を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

#### 〔13番 清水章一議員 登壇〕

**〇13番(清水章一議員)** 「緑の社会」への構造改革を求める意見書について、前文のほうを読まさせていただきまして、朗読させていただきまして説明にかえさせていただきたいと思います。

ご存じのように今、100年に一度と言われる経済危機、その打開策といたしまして各国政府

は今環境エネルギー分野への巨額な集中投資とそれによる雇用創出を目指すいわゆるグリーン・ニューディールを選択し始めております。

アメリカのオバマ大統領が提唱し、ドイツ、イギリス、韓国なども矢継ぎ早に独自策を打ち 出しております。世界同時不況の様相を呈する中で、今各国はこうした経済危機を脱する道と して環境の道を選んだとも言えると思います。

こうした世界的な動きの中で、我が国日本政府も環境分野を経済成長の牽引役とする日本版グリーン・ニューディールをまとめる方針を固め、具体的に着手をいたしました。我が国は、環境分野においては最先端の技術を持っております。それを生かすことで大きな経済効果や雇用創出が期待をされております。また、環境保全とそして経済発展を結びつけ、両立させることは持続可能な社会を構築していく上で極めて重要であります。経済危機の今こそ、緑の社会へ大転換するチャンスととらえ、日本版グリーン・ニューディールを推進すべきであります。そして、我が国が諸外国に先駆けて不況を克服し、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会のモデルとなるような社会を示すべきと考えております。

よりまして、政府におかれましては環境分野へ大胆に投資をし、需要を喚起することで産業を振興し、雇用を創出するなど下記の項目を実現するよう要望いたしますということで、下のほうに7項目にわたって要望書を書いております。

あて先は、内閣総理大臣、そして環境大臣でございます。

ご審議をいただきまして、ぜひご採択をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

〇議長(不老光幸議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、3月9日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時49分

~~~~~~ () ~~~~~~~